

(法人用)

適格請求書発行事業者番号(T1-2900-0102-8993)

▼太枠内にご記入ください

申込日 20 年 月 日

申込者	フリガナ				業種		
	会社名						
	所在地	(〒 -)					
	代表番号	() -	FAX番号	() -			
	代表者			設立年月日	年 月 日		
	従業員数	人	資本金	万円			

毎月のご請求書希望

 する しない

※請求書の送付はメールのみとなります。ご了承ください。

所属部署		電話番号 (内線)	() -	ご担当者 氏名	
Eメール					

納品場所 商品をお届けする住所	(〒 -)									
	マンション・アパート名／									
納品希望日	第1希望	月	日	第2希望	月	日	第3希望	月	日	※搬入・設置日は時期等によりご希望に沿いかねる場合がございます。

注文内容 レンタルする商品名	①	②	③	④
	⑤	⑥	⑦	⑧
	⑨	⑩	⑪	⑫

●備考

契約規約に同意し、レンタルサービスの申し込みを行います。
又、上記申込内容に虚偽のない事を誓約いたします。

年 月 日

住所

氏名

印

●店舗名(コード)

●担当者名

レンタル条項

第1条 規約

この規約は、株式会社アシスト(以下「当社」とする。が)が提供する「レンタルサービス」(以下「レンタル」とする。を)を借主(以下「利用者」とする。が)が利用するにあたり適用されます。

第2条 利用者

1. 利用者とは、レンタル契約を完了し、かつ当社が了承したものをいいます。
2. 利用者は、契約終了時に於いて、この規約内容を了承しているものとみなします。

第3条 譲渡禁止等

利用者はレンタル商品を第三者に譲渡及び使用、売買、質権設定及びその他の担保に供する等の行為はできないものとします。又、第三者による差押等の恐れがある場合、速やかに当社に連絡をし、商品権利庇護に努めなければなりません。

第4条 レンタル期間と更新

1. レンタル期間は、月の初日から当月末日の1ヶ月を単位とし、月の途中でのレンタル開始又は終了の場合であっても当該月1ヶ月間はレンタル期間となり、日割り計算は行いません(例えば、5月15日にレンタル開始し、翌月6月20日にレンタル終了の場合には、5月、6月の2ヶ月がレンタル期間となります。)
2. 当社または利用者が相手方に対して別段の意思表示をしない時は、同一条件でさらに1ヶ月契約が更新されるものとし、以降も同様とします。

第5条 レンタル契約の解約予告

利用者はレンタル契約の更新を拒絶し又は解約しようとする場合は、レンタル期間満了日30日前までに当社が運用するホームページの解約フォームから手続きを行う方法で当社に通知するものとします。

第6条 変更の届出

利用者は、住所、連絡先及び当社への届出内容等に変更があった場合には、14日以内に当社所定の書面をもって、変更の届出を行うものとします。

第7条 契約の中途解約

利用者は残存期間のレンタル料金を支払った場合のみ、中途解約できるものとします(残存レンタル料金は中途解約時又はそれ以前に精算が必要となります。)

第8条 契約の解除

1. 利用者が次の何れかに該当した場合、当社は利用者には何らの催告をすることなく契約を解除することができるものとします。解除通知は、書面又は口頭を問いません。また①号の場合には、解除通知は不要とします。

- ① 本規約のいずれかに違反した場合
- ② 申込時に虚偽の申告をした場合
- ③ 利用者が民事再生、破産及び会社更生等の申請した場合
- ④ 利用者が事業の廃止及び解散等を行った場合
- ⑤ 利用者が差押、仮差押、仮処分、強制執行及び競売等の申立てを受けた場合
- ⑥ その他当社が利用者として不適格と判断した場合

2. 契約が解除された場合、利用者は速やかにレンタルされたレンタル商品を返却しなければならないものとします。前項①号の場合、保証人はレンタル商品の返却に協力しなければならないものとします。

3. 利用者は残存期間のレンタル料を含む金銭債務に未納がある場合、契約の解除はできないものとします。

第9条 配送地域と配送設置費

配送地域は原則福岡県内とします。利用者から希望があった場合、他の地域への配送設置も可能とします。但し、別途費用は利用者全額負担とし、当社指定の方法でお支払いいただいた後(もしくは配送と同時)に配送設置となります。

第10条 瑕疵担保

1. レンタル商品に瑕疵があった場合、利用者は受取日より2日以内に当社へ報告するものとします。2日を超えて報告された場合には、レンタル商品は正常な性能で引き渡されたものとし、交換等に応じかねます。
2. 利用者が契約締結後、レンタル商品の規格、仕様、品質、性能及び数量等の相違を理由に契約を解除できないものとします。
3. レンタル商品引渡し後、性能等の欠陥によって利用者が損害を受けた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条 善管義務

1. 利用者は善良な管理者の注意をもってレンタルされたレンタル商品を保全及び使用をしなければならないものとします。
2. 利用者はレンタル商品の通常使用による故障を除いて、故障、破損及び汚染等させた場合、若しくは事故(水害、落下及び漏電等)によりレンタル商品の使用が出来なくなった場合、故意又は過失を問わず、レンタル商品の修理費用若しくは代替レンタル商品(新品)購入費を利用者が全額負担するものとします。

第12条 レンタル商品の移設

利用者は当社が設置を行った場所からのレンタル商品の移設を原則禁止するものとします。但し、当社が利用者からの依頼を受け利用者が移設費用全額を支払った場合はこの限りではありません。

第13条 搬入・搬出日時の決定

利用者は当社と協議し、搬入・搬出日時の決定を行うものとします。双方協議の上、合意できない場合は当社の指定する日時とします。

第14条 レンタル商品の中途交換及びレンタル商品数の変更

利用者は契約期間中のレンタル商品の交換及びレンタル商品数の変更は原則できないものとします。但し、利用者が配達・回収・設置等の費用を全額支払った場合はこの限りではありません。

第15条 レンタル商品の返却期限、遅延損害金

1. 利用者は契約終了後、7日以内にレンタル商品を当社へ返却するものとします。
2. 契約終了後8日目以降も、レンタル商品の返却がおこなわれない場合は、利用者は遅延損害金として1日当たり500円(税別)を当社へ支払うものとします。

第16条 請求事務手数料

利用者はレンタル料金の支払いを遅延した場合、請求事務手数料として1ヶ月につき2,000円(税別)を当社へ支払うものとします。

第17条 振込手数料・引落手数料

レンタル商品のレンタル料金を、当社へ支払う場合の振込及び引落手数料は利用者が負担するものとします。

第18条 合意管轄

この規約にし、当社と利用者間に生じる一切の紛争は、福岡地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。

ご契約者	上記規約に同意いたします。
	年 月 日
	住所
氏名	印